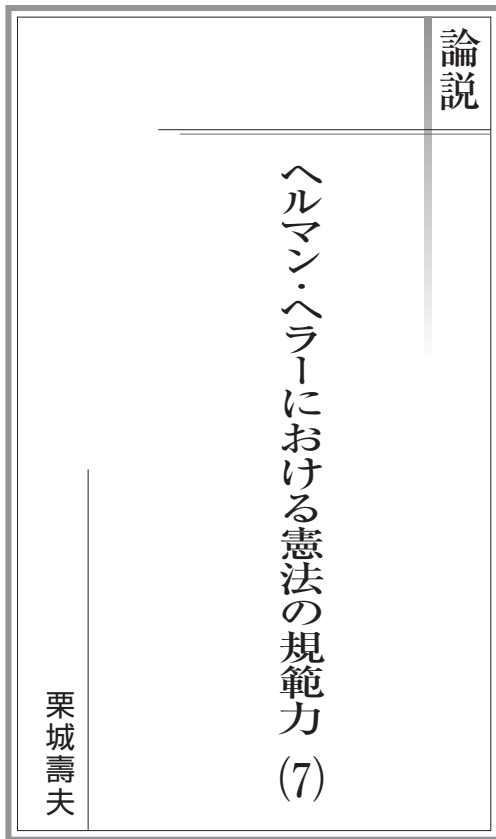




第一部 ヘルマン・ヘラーとワイマール憲法

I. ワイマール共和政における憲法学

II. 実質的憲法理論としてのヘラー理論

III. ワイマール憲法擁護のためのヘラーの実 践的活動

IV. ワイマール憲法擁護の理論

(以上第34号)

第二部 ヘルマン・ヘラーにおける憲法の規範 力

I. ヘルマン・ヘラーの国家学の性格

1. 学科目としての一般国家学の枠内にあるもの
2. 国家における法の位置
3. 社会学的に基礎づけられた国家学
4. 政治学的に基礎づけられた国家学
5. 法理論としてのヘラー国家学に対する批判

(以上第36号)

6. 憲法理論 (Verfassungstheorie) とし てのヘラー国家学

7. ヘラー国家学の特徴としての国家的 統一性の追求

(以上第37号)

II. ヘルマン・ヘラーの憲法概念

(以上『名城法学』第66巻1・2合併号)

III. ヘルマン・ヘラーと憲法の規範力

1. ヘラーにおける国家的統一性の理論
と憲法の規範力論
2. 憲法の規範力が可能となるための条
件

IV. 憲法の規範力が可能となるための条件

1. 国家 (或いは憲法) への意思

(以上第38号)

2. 意 思 ・ 価 値 共 同 体 (Willens-und
Wertgemeinschaft) が存在すること

3. ボロンテ・ジェネラル (volonté
générale)

(以上第39号)

V. 憲法の規範力が可能とされる根拠

1. 憲法の規範力が可能とヘラーが考
える根拠
2. 人間本性の共通性
3. 社会的同質性 (soziale Homogenität)
の存在

(以上本号)

4. 法原則の共通の信奉

VI. 憲法の規範力の観点から見た社会的法治 国家論

V. 憲法の規範力が可能とされる根拠

1. 憲法の規範力が可能とヘラーが考える根拠

既に繰返し述べているように、ヘラー自身には憲法の規範力という問題意識、更には概念もないが、しかし、ヘラーがその国家論全体を通じて論証を試み、その実現を追求した国家的統一性の論究は、内容的には、——国家的統一性の実現は、既述の如く、憲法がその趣旨・目的

にしたがって具体化され、現実化されることに帰着するので、また、国家的統一性の実現を担うべき統一的国民意思と憲法の規範力の発現を担うべき統一的国民意思とは同一と考えられるので——憲法の規範力の論究のために活用・転用することができると考えられる。前稿において、統一的国民意思が可能となるために必要な条件（換言すれば、憲法の規範力が可能となるために必要な条件——以下、両者を同じ意味に用いることにする）を検討したので、本稿以下では、統一的国民意思が可能となるとヘラーが考える根拠（換言すれば、憲法の規範力が可能となるとヘラーが考える根拠——以下、両者を同じ意味に用いることにする）について検討する。この根拠が説得力をもって論証できれば、決定・作用統一体としての国家はその存在意義を発揮して活動すると考えることができ、また、憲法の規範力はオプティマルに発現されることができると言えよう。ただし、諸条件と諸根拠とをヘラー自身が分けているわけではなく、筆者が検討のための論理的順序として考えているだけなので、以下の説明においては重複することも多い。ヘラーが、統一的国民意思、したがって、国家的統一性が成立・存続すると考える根拠としているのは、人間本性の共通性、社会的同質性の存在、法原則の共通の信奉である。以下、個別に検討する。

2. 人間本性の共通性

① 人間的活動態（*menschliche Wirksamkeit*）としての社会と国家

ヘラーにとって、社会、その一環としての国家の現実、人間の活動態であり¹⁾、人間によって、厳密に言えば、人間の意図された、知覚的・意味帯有的行為によって作り出されるものである²⁾。したがって、ヘラーにとって、人間の本性を理解することが、国家を理解するための基礎となる。もっとも、ヘラーは、人間の本性を種々の観点から捉え、人間の本性は種々のディメンジョンを持つと考えている。それぞ

れのディメンジョンに対応して、国家のあり方が立論されている。これについては、後述する。

② 人間の社会的本性にもとづく国家の必然性

ヘラーは、国家の機能をもって人間の行動を支配する必然性として捉えたうえで³⁾、必然性となる発展を段階的に説明する。

(i) そもそも、ヘラーは、“一定の自然的・文化的状況によって国家の機能が人間にとって必然性をもって所与となる”と言う⁴⁾。

(ii) 人々（*Völker*）が一定の地理的場所に定住し、同じく他の地理的場所に定住する人々（*Völker*）と境を接し合いながら生活するようになり、その結果、その場所の防御、更には、拡大のため、作用（＝活動）統一体が必要となる（地域的連帯の必要性⁵⁾）。

(iii) 分業の進展と社会的交通関係・相互的依存関係の高度化・緊密化の結果として、社会関係の統一的秩序の必要性が生ずる。このことが、領土（*Gebiet*）によって規定された国家機能が必然性となった段階である⁶⁾。

(iv) この所与の必然性が、この領土で生存する人々によって課された意思目標（*Willensziel*）として感じられ、現実化されることによって、この所与の必然性は、国家の社会的現実となる⁷⁾。ヘラーは、このように、国家機能の必然性について、客観的要因と主観的要因とを持ち出して説明し、且つ、所与のもの（*gegeben*）であるとともに課されたもの（*aufgegeben*）であるとする見方を、他の問題の場合と同じように持ち出している。したがって、国家の機能の必然性の問題において、ヘラーは、人間が本性的に国家を必要としているということ、及び、必要なものを自己にとって課されたものとして受取る能力を本性的に持っているということを主張していると言うことができる⁸⁾。

(v) 結論的に、ヘラーは国家の機能について、次のように述べている。“国家の機能は、地域社会における共同作業 (Zusammenwirken) を独立して組織し、作動させる (aktivieren) ところにある。この組織し作動させることは——世界国家が存在しない限り——他の同種の地域的支配団体と境界を接する領域において、この領域に含まれるあらゆる対立する利益のために共通の *status vivendi* を作り出すべき必然性にもとづいている⁹⁾。”

③ 人間本性の種々のディメンジョン

ヘラーは、人間の本性を種々の観点から捉え、人間の本性が種々のディメンジョンを持っていることを主張し、これらのディメンジョンに対応する国家のあり方を論じている。それゆえ、人間の本性は、国家の成立を説明するための根拠としてよりは、どちらかと言えば、国家のあり方 (Bestehen) についての主張のための根拠として援用されていると言うことができる。或いは、国家のあり方をめぐって争い、闘っているすべての人々のための共通の *status vivendi* とするために、国家が人間本性にもとづくことを論証しようとしていると見ることができる。ヘラーは、人間の本性として、自律への傾き、社会的・一非社会的本性、*utopisch* な本性を挙げるが、これらの本性に共通する確固たる前提として、次のことを確認する。

(i) 人類の素質の同一性 (*Anlagegleichheit des Menschengeschlechtes*)¹⁰⁾。

(ii) 人間本性のコンスタント性¹¹⁾

ヘラーは、政治学が普遍妥当的な言明として承認を受けることができるのは、社会的・歴史の変遷の中であって、同一性あるコンスタントなもの (*identische Konstanten*) を証明することができる場合であるとして、同一性あるコンスタントなものを立証することの重要性をふまえたうえで、同一性あるコンスタントなものの中で最も本質的なものとして、人間の本性を挙げ

る。そのほかに、ヘラーは、自然的・文化的所与や政治現象の中にも、同一性あるコンスタントなものがあると主張する¹²⁾。

(iii) ヘラーは、しかし、人間の本性は社会や歴史によって刻印されたものであり¹³⁾、社会的・歴史の変遷に服するものであるとする¹⁴⁾。これは、上で述べていることと矛盾するように見えるが、シュルヒター (*Wolfgang Schluchter*) の言うように¹⁵⁾、課されているものという観点をいれて考えれば、矛盾とは言えないように思われる。即ち、人間存在は所与のものであるとともに、課されたものでもあり、自然的・文化的な条件の中で、常に新たに維持・形成されなければならないものであるからである。その限りにおいて、自律への傾きは基本的に同一であるが、それが自然的・文化的所与と関わる関わり方は、社会的・歴史の変遷に服するとヘラーは考えていると解することができよう。シュルヒターは、自律への傾きを “*identische Konstanz*” と呼び、歴史の変遷に服しつつ *Konstanz* を保つものを “*相対的 Konstanz*” と呼んで、区別している¹⁶⁾。

④ 人間本性としての自律 (Autonomie) への傾き (Neigung)

(i) “ギリシャの芸術や叙事詩が一定の社会的発展形態に結びつけられているのが厄介なのではなくて、それらが我々にとって芸術の享受を与えてくれ、一定の関係で規範として、到達しがたい模範としてみなされることが、厄介なのである” という言葉でもって精神の自律性 (*Eigenständigkeit des Geistes*) を芸術の分野で認めたマルクス (*Karl Heinrich Marx*) を引用しながら、ヘラーは、精神の自律性は政治の分野においても認められるべきであるとし、人間の本性は“動物と異って、自己の意図と努力 (*Sinnen und Trachten*) にしたがって環境を変更する”ところにあるとし¹⁷⁾、或いは、“環境を理念的法則にもしたがって意味帯有的に (*sinnhaft*) 変更する意識が、必然的に人間の特有の存在に属

する”と述べ¹⁸⁾、このような意味での精神の自立、もしくは自律への傾きをもって、人間の本性とする¹⁹⁾。

(ii) この自律への傾きを充足させるために不可欠のこととして、ヘラーがこの傾きから導出するのは、すべての人の自由・平等の理念或いは要求である。

(一) ヘラーは、この理念或いは要求は、人間の本性にもとづくものとして古代にまで遡って主張されたことが認められるとしている²⁰⁾。

(二) ヘラーは、更に、このすべての人の自由・平等の理念がキリスト教の中で形成され、とりわけ、ルネッサンス、宗教改革、フランス革命によって自覚化され、強化されたとする²¹⁾。このように、ヘラーが人間の本性を自律的なものと見、及び、それからの帰結としての自由・平等理念がヨーロッパの中で形成され、強化されて来たことを強調するので、シュルヒターは、ヘラーの人間本性観の基礎をなしているのは、人間学ではなくて、文化圏理論(Kulturkreis-theorie)であるとする²²⁾。ヘラー自身は、この問題を意識的につめることはしていないが、人間学と文化圏理論のいずれかに割り切るのではなく、両者を共存させていると見ることが妥当であろう(デーニハルト(Albrecht Dehnhard)は、人間学的にコンスタントなものとしている²³⁾)。

(三) ヘラーは、すべての自由・平等の理念をもってヨーロッパ精神史の必然的連続性のあらわれと見るのであるが²⁴⁾、この連続性は、当然のことながら、過去の次元を含むだけでなく将来の次元をも含むものであるとしている(国家の現在像は、将来像なしには構成され得ない²⁵⁾)。即ち、市民社会はすべての人の自由・平等の理念の実現を目的として形成され、この理念が市民社会の正当化根拠となったが²⁶⁾、現代社会においても、この精神史の連続性が維持されなければならない、自由・平等を基準として現代社会が批判されなければならないと主張する²⁷⁾。そのことから帰結として、ヘラーは、自由・平等の政治的・社会的要求は、発展した資

本主義においては、市民階級に限定されるべきではなく、労働者階級にも拡張されなければならないと主張する²⁸⁾。

(四) すべての人の自由・平等の理念を労働者階級にも拡張すべきだという主張は、すべての人の自由・平等が労働者階級にも拡張されていることを認めたうえで、それを形式的に行われるだけでなく、実質的にも実現されるべきであるという主張となる。それは、ヘラーの解する社会主義もしくは社会的民主主義もしくは社会的法治国家の主張である。

(五) このようにして、ヘラーは、社会主義、社会的民主主義、社会的法治国家を人間本性からの帰結、ヨーロッパ精神史の中で形成・維持されたものの継承として説明することによって²⁹⁾、それらを市民階級にとっては当然受容れるべきもの、労働者階級にとっては実現に努めるべきもの、として説明した。

(六) ヘラーは、精神の自律、及び、それからの具体的帰結としてのすべての人の自由・平等を、いわば政治現象におけるコンスタントなものとして論証することによって、対立するすべての諸勢力がひとしく受容れざるを得ないstatus vivendiを提示し、すべての人々が結集する根拠を提供しようとしたとすることができる。デーニハルトも、ヘラーがヨーロッパ精神史の伝統を基礎にして彼の時代の政治的發展を評価しようと試みたと理解し³⁰⁾、ヘラーがワイマール憲法のもとで国家が社会的正義のために経済的發展に対して影響力を強化したことを歓迎したと理解し、ヘラーが法治国家的・ナショナルな・社会的・民主主義的伝統を相互に結びつける試みをすることによって市民層と労働者階級とが法治国家的・社会国家的民主主義の肯定に結集することに貢献しようとしたと理解している³¹⁾。

⑤ 人間の社会的-非社会的本性 (gesellig-ungesellige Natur)

(i) シュルヒターは、人間は主として善人であるか主として悪人であるか、主として社会的

であるか非社会的であるか、人間は教育によって変更可能か力によって変更可能か、という自ら提起した問題に対する回答の仕方に、ヘラーの典型的な態度があらわれていると言う³²⁾。即ち、これらの二者択一の間の決定を回避するところに、ヘラーの典型的な態度があらわれていると解するのである³³⁾。これは、シュルヒターが解するように、あらゆる一面性を避け、矛盾するように見える諸モーメントをそのまま肯定しようとし、そのことによって正しい中間を見出そうとするヘラーの態度のあらわれと言える。即ち、ヘラーは、矛盾する二つのモーメントのいずれをも肯定しようとしているのであり、人間の本性が社会的でもあり、非社会的でもあり、それをそのまま受容れているのである。シュルヒターの解する如く、この社会的でもあり非社会的でもあるという定式は、安易な妥協的立場のあらわれではなく、基本的に矛盾を含んだ (antagonistisch) ものとしての人間の性格についての基本的認識のあらわれである³⁴⁾。

(ii) それゆえ、ヘラーは、一方で、人間が社会的本性のゆえに社会の中に組込まれ、社会へと傾き³⁵⁾、社会の中で人間としての生命機能をいとなむことができるとしつつ³⁶⁾、他方で、非社会的本性のゆえに個人としての生存へと、その意味で孤立化へと、傾くとする³⁷⁾。ヘラーは、人間の社会的活動価値を絶対化することも、西欧文化の中で形成されてきた個人主義を絶対化することも、否定する³⁸⁾。ヘラーは、社会に埋没した個人は、その社会的活動の本質的なエネルギー源を失うとする³⁹⁾。その意味で、ヘラーは、社会的人格 (soziale Person) と個人的人格 (intime Person) とを、トータルな人間に含まれる二つのモーメントと解している⁴⁰⁾。

(iii) この社会的で非社会的な本性から生ずる基本的緊張関係に耐えることが、自律を自覚した人間の使命であるとしていると、シュルヒターはヘラーの所論を解釈している⁴¹⁾。

(iv) この基本的緊張関係に耐えることが自律を自覚した人間の使命であるとするをふま

えて、ヘラーが国家のあり方に関して立論するのは、次のようなことである (ヘラーが直接言っているのではなく、筆者の解釈するところである)。

(一) 各人がそれぞれの方法で社会性と非社会性とを調整している以上、調整の仕方はいくつ種類であり、したがって、国家との関わり方にも種々様々なものがあり得る。したがって、国家がその機能を発揮し得るために国家の統一性が必要であるにしても、統一性は初めから存在するものではなく、多様性 (Vielheit) から構成されるものと考えるべきである。このことは、ヘラーが認めるところであり、ヘラーによれば、国民と国家の現実態は、統一性を示すものではなく、政治的意思傾向の多元性 (Pluralismus) を示している⁴²⁾。また、ヘラーは、この意味において、統一性としての国家と多元性としての国民との二元性を維持すべきだとしている⁴³⁾。

(二) ヘラーは、国家権力がすべての人の共同作業の結果として考えられるべきであるとしても、そのすべての人の中に種々の立場の人々やグループが含まれていると考えるべきであるとし、すべての人を大別して、国家権力を積極的に作動させる権力中枢、権力中枢を支持する同調者、消極的に関与する抵抗者、に分類している。とりわけ、国家権力の構成に参与する作用に抵抗者の反対作用 (Gegenwirkungen) をも含めて考えていることが注目される⁴⁴⁾。国家が意思統一体ではなく、決定・作用統一体であるということをヘラーが強調するのも、この考え方をふまえているわけである。

(三) 既に述べたところであるが、ヘラーは、国家の統一性にとって全員の意思の合致は必要ではないが、しかし、国家の統一性のためにはそれを支える意思共同体、或いは、我々意識が必要であるとし、そのうえで、この意思共同体、或いは、我々意識をもって、個々人の内部において調整が行われている状態として捉えて、この意味での調整はすべての個人によってではないにしても、大抵の個人によって行われているとする。ヘラーが、大抵の個人の内部に

おける調整が可能であると見るのは、それが社会的共同生活の必要性に迫られた結果、及び、長年にわたる教育の結果、と見ているからなのであるが、その見方の基礎には、人間が社会的にして非社会的な本性を持っているとする考え方があると言えよう。この意味において、社会的にして非社会的なものとしての人間本性観は、全員一致は必要でないが我々意識によって支えられることは必要な国家的統一性の存立可能性を根拠づけることに、役立っていると言えよう⁴⁵⁾。

(四) 社会的にして非社会的な本性のゆえに生ずる緊張関係に耐えることを使命とする人間が最も先鋭な形で直面する緊張関係は、国家権力と個人の良心との衝突の場面である。ヘラーは、近代国家においては、最終的には個人の良心によって担保される合法性 (Rechtmäßigkeit) と国家によって実現される法的安定性 (Rechtssicherheit) との間に必然的で且つ解きがたい衝突が生ずるとし、この衝突が必然的なのは、現存の国民の中で法原則の内容・適用に関して完全な合致が成立することは全くあり得ないからであるとし、この衝突が解きがたいのは、国民も個人も、実定法と法良心との間の緊張関係の中でのみ生存しているからであるとする。ヘラーにとって、この衝突が生ずる根拠は、ヘラーが、一方で、人間の社会的本性にもとづいて、国家に法原則の解釈権を認め、且つ、それをふまえて実定法の制定権を認め、他方で、人間の非社会的本性にもとづいて、法原則の最終解釈権を個人の良心に認めているところにある、と筆者は解釈する⁴⁶⁾。この問題について、ヘラーは、倫理的に非難されるべき国家行為に対する個人の抵抗権行使を法的なものとしては否定するが、倫理的なものとしては肯定するということで決着をつけたうえで、倫理的抵抗の重要性、現代国家におけるその模範性を、強調している⁴⁷⁾。このように、ヘラーが倫理的抵抗の重要性、模範性を強調するのは、ヘラーが、国家という制度については、その客観的意味、機能にもとづいてその正当性を認めつつも、具体的国家については、国家権力が人間

的な・あまりにも人間的な意思 (menschlicher-allzumenschlicher Wille) にその形成・維持を負っており、それゆえ、国家権力の中には最高の倫理的力が働いているし、恐るべき愚昧・悪意・卑劣・恣意が働いているということを、洞察していたからである⁴⁸⁾。

(五) ヘラーのこのような人間本性観は、すべての人を心をつなげて国家の維持・存続に向かわせることには貢献できないにしても (そもそも、そのような効果をあげ得るような理論があり得ようか!)、しかし、人間の非社会性に留意し、個々人の個性を尊重するように国家を義務づけることを通じて、このように義務づけられた国家の中にとどまって、少なくとも多元的でトレラントな国家を維持・存続させる意思を大抵の人に抱かせることに貢献できる、とヘラーは期待したのではないか (もちろん、ワイマール共和政の崩壊という結果から見れば、この期待は果たされなかったと言わねばならないが)。

⑥ 人間の本性としての理想設定的 (utopisch) な性格

(i) ヘラーは、人間の本性として、ザイン (Sein) とゾレン (Sollen) を対置させることを挙げ、これを理想設定的 (utopisch) な本性と表現する⁴⁹⁾。人間が理想設定的本性を持っていることから、ヘラーは、幾つかのことを帰結する。

(一) 人間は、事実上反復されることによって成立するルールに従うだけでなく、規範によって要求されることによって成立するルールにも従う。ヘラーは、人間はこうした規範の表象によって規定されることによって人間となる、と見ている⁵⁰⁾。ヘラーは、規範を認識する能力とそれに従って行動する能力とを、一体的に捉えている。

(二) ヘラーは、更に、現在支配的に行われている規範に法理念を対置して、その正当性を判断する能力をも、人間に認めている⁵¹⁾。その意味で、ヘラーによれば、規範は人間の行為に対

する関係においてはゾレンのディメンジョンを持っているが、法理念に対する関係においてはザインのディメンジョンを持っている、ということになる。

(三) このように、ヘラーは、人間の規範認識能力、規範服従能力を人間本性と説くことによって、秩序、したがって、また、国家の成立・存続の可能性を、人間本性にもとづかせるとともに、法理念を基準として規範の正当性を判定する能力をも人間の本性と説くことによって、現行国家秩序の変更・発展の可能性を人間本性にもとづかせた。

(ii) ヘラーが、ザインにゾレンを対置させる性格、理想設定的性格を人間の本性と見るのは、自律を本性とする人間存在にとって、自律を課されたものとしても見ることに起源を発していると言えよう（ヘラーにとって、人間の如何なる生命機能も、単純に *gegeben* されているだけのものではなく、同時に常に *aufgegeben* されてもいる⁵²⁾）。そこから、国家の統一性も、*gegeben* されたものであるとともに *aufgegeben* されたものでもあるという基本的立場も出てきていると言える。

(iii) 国家の統一性を *gegeben* されたものであるとともに *aufgegeben* されたものでもあるとして捉えることは、国家の現状を固定的なものとして捉えずに発展的なものとして捉えることを意味する。そして、そのことは、発展の可能性をひそませたものとして、発展の第一歩になるものとしての現状を、その限りにおいて肯定する意味を持っていると言うことができる。ヘラーのワイマール国家肯定の態度は、このような考えにもとづいていると言うことができる。

3. 社会的同質性 (soziale Homogenität) の存在

① 社会的同質性の問題にたいするヘラーの態度

社会的同質性の問題にたいするヘラーの態度

は微妙である。即ち、ヘラーは、一方で、同質性の存在が民主主義、議会制の存立にとって不可欠であると主張したが、他方で、ワイマール共和政の現実において、とりわけその末期に近づけば近づくほど、同質性が欠如していることを認めざるを得なかった。しかし、ヘラーは、同質性の欠如を声高に叫んでワイマール共和政の崩壊を促進すべきではないと考えた。ヘラーは、ワイマール共和政に好意的でない論者が同質性の問題を持ち出して厳しい基準を適用して同質性の欠如を不当に拡大していることを批判し⁵³⁾、逆に、僅かに残っている同質性を掘りおこし⁵⁴⁾、同質性が存在することを論証しようと努めた。ヘラーの努力を、同質性の存在証明のハードルを低くする試みと見ることもできるし⁵⁵⁾、また、ヘラー自身が希望 (*Hoffnung*) という言葉を使っているのであるが、ヘラーの同質性論は論証というよりは希望にすぎないとも見ることができる⁵⁶⁾。しかし、また、ヘラーは、同質性の存在の説明の仕方に様々な工夫をこらしてその存在を論証しようと努めたと見ることができる。

② 社会的同質性の存在の必要性

(i) ヘラーにとって、社会的同質性は、国家の統一性にとって必要不可欠である。社会的同質性は、国家が決定・作用統一体として活動することを支える基盤となる⁵⁷⁾。国家が決定・作用統一体としての役割を効果的に果し得るためには、国家構成員の一致した意思によって支えられることが必要である。もちろん、全員の一致した意思によって支えられることなどはあり得ないから、社会的同質性の問題は、意思の相当程度の一致の問題であり、一致の度合いの問題である⁵⁸⁾。また、決定・作用統一体としての国家の活動を支える役割を果すものとしての社会的同質性は、言葉を換えて言えば、統一性のインプットの問題であると言うことができる。したがって、ヘラーは、社会的同質性の問題の検討を通して、国家的統一性のインプットの問題を検討したと見ることができる。

(ii) 社会的同質性は、更に、民主主義、なかでも議会主義にとって必要不可欠である。社会的同質性が政治的民主主義の前提であり⁵⁹⁾、このような同質性の存在が確信され、敵対する者との討論によって政治的合意（合致）に到達することができる可能性があることが認められている限り、物理的実力による抑圧が断念されることができ、敵対者と会話することができる⁶⁰⁾、とヘラーは言い、敵対する者同士が会話することが、ヘラーにとって、民主主義、議会主義の核心である。ヘラーは、議会主義を基礎づけるものは公開の討論それ自体にたいする確信ではなく、共通の討論の基礎の存在（Existenz einer gemeinsamen Diskussionsgrundlage）にたいする確信であり、裸の実力を用いずに合意に達し得ると考えられる敵対者に対するフェアプレイの可能性にたいする確信であり、その意味における同質性の意識である、と主張する⁶¹⁾。或いは、諸党派に対して実力によらない議会的討論にとって不可欠の共通の討論の基礎を提供する価値・意思共同体が議会主義の維持のために不可欠である⁶²⁾と言い、逆に、価値・意思共同体が欠如すると、すべてのグループの間の会話、交渉、合意、討論という議会主義にとって不可欠の行為形態が不可能となる⁶³⁾、と言う（ヘラーは、連立政権の難産、連立政権の短命、断固たる政策遂行の欠如などをもって、不十分な社会的同質性の明らかな兆候としている⁶⁴⁾）。

(iii) したがって、社会的同質性が欠如すると、討論・話し合いに代えて裸の実力による抑圧が主たる政治的行動形態になり、その意味で議会主義に代って独裁制が成立する、とヘラーは主張する。ヘラーは、ワイマール共和政の末期に近づくほど、独裁制成立の危機を指摘し、その意味で、社会的同質性を独裁制を封じこめる論拠として用いるようになった、と言うことができる⁶⁵⁾。

(iv) なお、ヘラーは、憲法と社会的同質性との関連について言及している。即ち、ヘラーは、憲法を国民の政治形成力に形式的制約を課すと

ともに将来にむかっの国民の政治的形成力の自由を保障するものとして捉え、形式と自由との間の緊張関係が止揚され、政治的・社会的形式がすべてのメンバーによって自由に肯定されるような憲法をもって憲法の理想としたうえで、国民が相対的に同質的であれば、憲法の理想に近づくことができる、としている。ワイマール憲法に即して言えば、ヘラーは、ワイマール憲法をよい（gute）憲法とは見ているが、理想的な憲法とは見ていない。しかし、国民が相対的に同質的でない、と見ているわけではなく、理想的な憲法を実現・維持できるほどに高い程度同質性がない、と見ていると思われる⁶⁶⁾。

③ 社会的同質性の捉え方

(i) 先ず、ヘラーが社会的同質性という言葉種々の意味で用いていることに、注意する必要がある。例えば、ヘラーは、社会的同質性の語を、我々意識と同じ意味で用いている⁶⁷⁾。また、ヘラーは、社会的同質性という言葉、価値・意思共同体という意味でも用いている⁶⁸⁾。しかし、また、ヘラーは、社会的同質性の存否、強度を検討するために、社会心理的同一化にとって重要なファクターとして、共通の言語、共通の文化、共通の政治的歴史、経済的・性的・人種的分野を検討し、また、そのことと並んで、市民的同質性、形式的・法律的・政治的同質性、経済的同質性、日常慣行の同質性、人種的同質性、民族的同質性、宗教的同質性を挙げて個別的に検討し⁶⁹⁾、これらすべてを社会的同質性と総称し、また、同質性ファクター（Homogenitätsfaktoren）と呼んでいる⁷⁰⁾。

(ii) 既述の如く、ヘラーはその独特の説明方法によって、共同の国家生活を送るほとんどすべての人が我々意識を持つとした⁷¹⁾。この意味においては、ほとんどすべての人々の間に社会的同質性が存在することになるが、このような意味における社会的同質性では国家の統一性を支えるには不十分である。また、これも既述の如く、ヘラーは、国家的統一性の実現にとって

価値・意思共同体の存在が必要不可欠とし、且つ、価値・意思共同体とボロンテ・ジェネラルとを同一視したうえで、ボロンテ・ジェネラルと法原則とを関連づけた⁷²⁾。即ち、法原則を共通に確信する人々の間で共同体が成立し、この共同体が国家的統一性を支えると主張した。この価値・意思共同体にも、ヘラーは、社会的同質性が存在すると考えていたわけである。しかし、ヘラー自身が認めたように、価値・意思共同体に含まれる人々の範囲は限られており、このように限られた範囲の人々の間に存在する社会的同質性が国家的統一性を支えることができるとは考えにくい⁷³⁾。価値・意思共同体については前稿で検討したことでもあり、法原則については後の稿で検討することになるので、ここでは、価値・意思共同体という意味での社会的同質性が存在するだけでは、国家的統一性を支えるには不十分だということを指摘するにとどめることにしたい。

(iii) ほとんどすべての人々の間に存在するが内容の薄い我々意識、内容は濃いが限られた範囲の人々の間に存在する価値・意思共同体だけでは、国家的統一性を支えるのに十分でないとすれば、両者の間をつなぐものとしての社会的同質性ファクターが重要な意味を持つてくる。この点、ヘラーは、彼自身は明示的な表現で説明しているわけではないが、社会的同質性を三層構成のものとして考え、且つ、社会的同質性の語を広義・狭義の二つの意味で用いていたと解釈することができると思われる。即ち、先ず、ヘラーは、社会的同質性について、我々意識を下層に据え、価値・意思共同体を上層に据え、同質性ファクターを中間層に置いて、この三層からなるものと考えていたと解釈することができ、また、社会的同質性という語をこれら三層を含んだ意味(広義)で用いることもあり、中間層の同質性ファクターのみを指す意味(狭義)で用いることもあると解釈することができる。こうした広義・狭義の使い分けを通じて、ヘラーは、相当程度広い範囲にわたり、且つ、相当程度中味のある社会的同質性が存在するこ

とを論証しようとしたと考えられる。

(iv) 以下、ヘラーが、同質性ファクターを中心としつつ、あわせて広義の社会的同質性に含まれるものを考慮に入れつつ展開している社会的同質性論を、検討することにする。

④ 社会的同質性論究の出発点

ヘラーは、国家の統一性にとって、また、民主的議会主義にとって、社会的同質性の不可欠性を強調するが、しかし、それを絶対的なものとはせず、相対的なものととどめている⁷⁴⁾。それは、とりわけ社会的同質性が社会内部における対立・抗争を否定するものではないとするところにあらわれている。即ち、社会的同質性の存在確認の出発点が、対立・抗争を含んだ社会におかれている⁷⁵⁾。これは、第一に、法原則に関する見解が一致しているような社会は存在しなかったし、また、存在し得ないという、ヘラーの現実認識にもとづいており⁷⁶⁾、第二に、国家的統一性を確保するためには、権力中枢の統一的决定(アウトプット)が権力同調者の支持を得て、権力反対者の反対を抑えて貫徹され得るために必要な程度の支えがあればよいとする、ヘラーの基本的態度にもとづいている⁷⁷⁾。ただし、相対的社会的同質性で満足するとはいえず、ヘラーは、社会的同質性を広く厚くするための国家の間接的影響力の行使の必要性を否定するわけではない⁷⁸⁾。いかなる内容のものを普及させるべきかが問題になるが、ヘラーが繰返し強調していることから言えば、ヨーロッパ精神史の中を流れているコンスタントなものということになり、すべての人の平等な自由ということになる。もちろん、まさに、すべての人の平等な自由の具体化について見解が分れ、対立が生ずることが、社会的同質性が問題とされる原因の一つなのであるが⁷⁹⁾、ヘラーは、社会化の方向を打ち出したワイマール憲法の実現こそ市民階級と労働者階級がひとしく志向すべき共通のものと考えた⁸⁰⁾。

⑤ 社会的同質性の現状の認識

(i) ヘラーは、少なくとも1927年までは、社会的同質性の存在を確信していたと考えられるが⁸¹⁾、ワイマール共和政の末期には、右の勢力によっても左の勢力によっても、民主主義的方法による国家的統一の形成が不可能にされている状況を前にして、政治的民主主義の前提、即ち、社会的同質性の状態がそれまでの如何なる時代にもまして存在していないことを認めた⁸²⁾。或いは、同じことであるが、議会主義が危機に陥っているということ、その原因が、前提された価値・意思共同体が著しく不足しているところにあるということ、を認めた⁸³⁾。或いは、社会的大衆民主主義を支えるべき価値共同体の存在が極めて疑わしくなっていることを認めた⁸⁴⁾。

(ii) 社会的同質性が不足している原因として、ヘラーは、経済的原因としての階級対立の激化⁸⁵⁾、精神的原因としての実質的価値理念の希薄化⁸⁶⁾、を挙げている。

(iii) ヘラーが社会的同質性が不足していることを問題にするのは、理論的には、彼の国家論が志向し、追求する国家的統一性の実現にとって社会的同質性の存在が不可欠と見るからであり、実践的には、社会的同質性の不足が資本家階級の側からも労働者階級の側からも迫ってくる独裁の危機を現実化すると見るからである⁸⁷⁾。したがって、社会的同質性の存在の論証は、理論的課題であるとともに、——ヘラーにとっては当然のことであるが——実践的課題でもあり、学問的立論でもあり、独裁を回避したいという意図の表明でもあった。そして、後者の面においては、希望、期待という要素を含むものであった。

⑥ 社会的同質性の存在証明の再構築⁸⁸⁾ (=社会的同質性確認のための補強的論法)

(i) 社会的同質性確認のための補強的論法

ヘラーは、ワイマール共和政の現実のなかで

社会的同質性が大幅に不足しているという認識をふまえて、種々の論理的操作によって、それでもなお社会的同質性は存在すると論証しようとした。ブラウ (Joachim Blau) は、ヘラーの社会的同質性の論証を、社会的同質性の不足という状況に対する反応の試みとして捉え⁸⁹⁾、且つ、この試みを批判的に追跡しているが⁹⁰⁾、筆者は、ブラウの追跡を参考にしながらも、ブラウとは逆に、ヘラーの反応の試みを再構築の試みとして積極的に評価する立場に立って、ヘラーが社会的同質性の不足という状況をふまえたうえで、社会的同質性存在の主張のために繰り出した論法を取上げてみることにしたい (既に③のところで検討したところと重なるところもあるが、ヘラーの社会的同質性論の全体像を知るうえでは、やむを得ない)。

(ii) “社会的同質性は同質性意識 (Homogenitätswußtsein) の問題である” という理解

ヘラーは、社会的同質性を、同質性意識の問題として捉える。例えば、共通の討論基礎の存在の確信を、ヘラーは、同質性意識と言い換えている。既述の如く、我々意識を広義の社会的同質性の構成要素に含めているところからも、そのように言える。社会的同質性の本質を自然的諸条件や経済的利益などの実体的なものに求めれば、それらが異なることによって社会的同質性は存在しないということになるが、意識ということであれば、社会的同質性の認定はより容易である (現に、ヘラーは、各個人の内面における心理的同化作用によって、我々意識の成立を説明している)。もちろん、操作の仕方如何によっては、社会的実体を超えて意識の分裂・対立が生ずることも、十分に考えられ得る。その可能性はあるとしても、我々意識が社会的同質性の要素として重要な役割をいとなむことは否定できないであろうし、ヘラーが社会的同質性の問題を意識の問題として捉え直したことの意義も否定できないであろう。

ただし、ブラウは、ヘラーの説く我々意識の実体が民族 (Nation) 意識であることを指摘したうえで⁹¹⁾、ヘラーが我々意識によって経済的

分裂・対立を克服しようと試みていたが、1930年以降は、民族的同質性が国家の統一化過程を担う基礎たり得ることを疑問視するにいたったことを指摘している⁹²⁾。確かに、ヘラーにとって民族意識が我々意識の重要で基本的な要素ではあるが、労働者や資本家の国家肯定意識を我々意識の例——適切・有効な例ではないが——として挙げているところから見てとも言えるように、民族意識のみを我々意識としてヘラーは考えているわけではない

(iii) 国家による統一化作用の効果の強調

ブラウは、ヘラーが発想を逆転させて、国家がその存在の前提と条件を自ら積極的に作り出さなければならないと主張したことを批判する⁹³⁾。そして、ヘラーが“相対的同質性は国家の統一性の原因の一つであり得るが、しかし、逆に同質性は国家的統一性の効果でもあり得る”と述べていることを問題とする。しかし、国家という組織による統一化の意義・効果を強調するのは、ヘラーの本来の主張であって、この主張が同質性の問題についても展開されたと見るべきであろう。もちろん、国家の統一化作用の前提となるものをもって国家の統一化作用の結果とすることは、論理的矛盾と言わなければならないかもしれないが、前提と結果とを相互制約関係において捉えることはヘラー独特の思考方法であって、この思考方法を受容れるか否かはヘラー理論の評価の問題であり、筆者は受容れることに傾く。いずれにしても、このような見方を提示することによってヘラーは、社会的同質性だけを問題にしてその欠如を声高に強調する態度に対抗して、社会的同質性と国家の統一化作用とを一体のものとして捉えて、社会的同質性の不足をカバーしようと試みたということが出来る⁹⁴⁾。なお、ヴェヒター (Kay Waechter) は、ヘラーの“社会は異質的なもの (heterogene) であって、完全な同質性は存在しておらず、同質性ファクターは存在しているが、それらだけでは国家の統一性をもたらす得ない⁹⁵⁾”という主張を、ヘラーが統一性をもつばら国家機構による統一化の問題に限定し、社

会全体を含む包括的統一化の問題を放棄したものとして理解し、異質的なファクターを国家機構の外に置いたままにして、それらに重要な役割を与えていないことを批判しているが⁹⁶⁾、こうした理解及びそれにもとづく批判はあたっていないと思われる。ヘラーが統一性の形成の問題において国家機構による統一化作用の重要性を強調しているのは、その通りではあるが、しかし、ヘラーは、まさに社会の中に異質的なファクターが存在することを当然の前提として、社会の中に存在する同質的なファクターに支えられて、国家機構の統一化作用を通じて、社会全体の統一化を実現する試みを行っていると言うべきであり⁹⁷⁾、国家機構による統一化作用を重視しながらも、社会の分野における同質性のファクターによる統一性実現への貢献をも重視しているのであり、それが、社会的同質性を問題とするゆえんである。即ち、既に繰返し述べているように、ヘラーは、国家的統一性が二つの面、即ち、アウトプットの面とインプットの面を持つと考えており、国家の統一的決定が行われ、統一的に実施され、統一的な効果をあげる面と、この国家による決定・決定の実施が国民の統一的な意思によって受容れられ、逆に国民の統一的な意思を受容れて行われる面とを持っていると考えており、統一性のインプット面が社会的同質性と関わっており、それをヘラーは重視しているのである。

(iv) 精神面における同質性という観点の提出

(一)ブラウは、ヘラーが事実上の民族的同質性を西欧的価値の実体に関するあらゆる社会構成員の意見の一致としての倫理的同質性の擬制によって置き換えようとし、現実性の分野で失われたものを精神の分野で再獲得しようと試みたとし、しかし、ヘラーはこの試みにおいても結局失敗に終わったとしている⁹⁸⁾。失敗の原因としてブラウが挙げるのは、一つは、西欧的価値の実体としてヘラーが想定する倫理的法原則の存在及び内容についてそれを明らかにする学問的努力をヘラーが放棄していることであり⁹⁹⁾、他の一つは、倫理的法原則に関するすべての人

の意見の一致はあり得ないということをヘラー自身が認めていることである¹⁰⁰⁾。

(二) 先ず、ヘラーが事実の分野で失われたものを精神の分野で再獲得しようと試みたと見るか、事実の分野で不足しているものを精神の分野でカバーし、両者を相互補完の関係に置いたと見るかは見解の分れるところであるが、ここでは、この問題に立入らずに、ブラウが、ヘラーが同質性の問題に倫理的法原則という観点を持込んで、倫理的法原則を基礎にして同質性の存在を論証しようとしたこと、要するに、ヘラーが同質性と倫理的法原則とを関連づけたことを検討の場にのぼせたことに注目したい。既述の如く、また、次稿において論ずるように、倫理的法原則と同質性との関連を、筆者も重視しているからである。もっとも、倫理的法原則にたいする共通の確信は同質性の構成要素でもあるし、国家的統一性の実現のための独自のファクターとも考えることができる。

(三) ブラウがヘラーの試みを失敗と見る第二の原因について言えば、ヘラー自身は全員による法原則の承認ということは考えておらず、むしろ、法原則についての見解の相違が認められないほどに同質的な国民は存在しないということを認めており¹⁰¹⁾、倫理的法原則について確信を持つ人々の範囲を限定し、一定範囲の人々が倫理的法原則についての確信を様々な方法でそれ以外の人々に対して貫徹できれば十分だとしている¹⁰²⁾。

ブラウがヘラーの試みを失敗と見る第一の原因について言えば、確かに、ヘラーは倫理的法原則の存在・内容の証明を法哲学者に委ねている¹⁰³⁾。しかし、ヘラーは間接的方法によってではあるが、人間の本性及び西欧文化の伝統を根拠として、倫理的法原則の存在・内容の論証を行っていることも確かである¹⁰⁴⁾。とはいえ、ブラウの批判するところは重要であるので、倫理的法原則と国家的統一性の実現・確保との関連については、次稿で検討することにし

(v) 多元的な同質性ファクターの総合的效果としての社会的観点

(一) 多元的な同質性ファクターの相互補完的效果としての国家的統一性の実現・確保

(A) 既に述べたように、ヘラーは、社会的同質性を——彼自身が概念上明確にそうしているわけではないが——下層・中間層・上層の三層構成のものとして考えている。そして、それぞれについて属すると考えられるものについて論じている。しかし、その論述は必ずしも一義的ではなく、重複もある。これは、ヘラーのこの点に関する考えが明確でないを見るよりは、ヘラーが社会的同質性を単一の実体として考えているのではなく、多元的なファクターの効果として考えていることのあらわれと見るべきであろう¹⁰⁵⁾。この意味では、社会的同質性を三層構成のものとして考えることは、ヘラーの意図にかなっていると言うべきであろうか。

(B) a) これも既述の如く、ヘラーは、中間層に属するものとして、市民的同質性、形式的・法律的・政治的同質性、経済的同質性、日常慣行の同質性、人種的同質性、民族的同質性、宗教的同質性を挙げて、後述するように、個別的に検討している。

b) 筆者がヘラーの論述の仕方にもとづいて中間層に属するものとしているものでも、ヘラー自身は下層に属させていることもあるし(例えば、民族的同質性を基本的に我々意識と同視している)、或いは上層に属させていることもある(例えば、同質性ファクターの一つとして挙げられている精神的・社会的同質性と価値・意思共同体とを同視することがある)。

c) 諸々のファクターの中で、時代によって、特定のファクターが統合作用に関して特に強力なことがあるが、しかし、そうであるからと言って、それが統合作用を有する唯一のものではないとされている。逆に、個々のファクターは、他の諸ファクターと連繋して初めて統一の効果をあげることができるとされている¹⁰⁶⁾。

(C) 民族的同質性について、ヘラーは次のように述べている。

a) 今日でも民族的同質性がヨーロッパの民主

主義国家の最も強力な統合ファクターである¹⁰⁷⁾。

b) しかし、その他に多くの人的・機能的・内容的な国家形成ファクターが存在する¹⁰⁸⁾。

c) 民族的同質性は他のファクターと連繋してのみ国家構成的効果を展開することができる¹⁰⁹⁾。

d) これらのファクターの統合効果は、政治的闘争によって否定されることのない価値共同体の存在にかかっている¹¹⁰⁾ (ただし、ヘラーは、1931年の時点で、この価値共同体が危くなっていることを認めている¹¹¹⁾)。

(D) 地理的同質性 (地理的自然条件) について、ヘラーは次のように述べている。

a) 国家の統一性は固有の法則を持っていて、地理的空間の共通性によってのみ構成されるわけではないが、しかし、地理的共同体は国家の統一性にとって本質的意義を持っている。同じ土地に住んでいる人々は、それだけで、同じような空間的生活・秩序条件に服する。この条件は、社会的・民族的対立を架橋することができる¹¹²⁾。

b) 自然的・文化的諸条件は、国家的統一性を促進する機能を果しするが、しかし、阻害する機能をも果す¹¹³⁾。

(E) 経済的同質性の欠如について、ヘラーは次のように述べている。

a) 階級間の経済的対立による政治的民主主義の危殆化は、長期的にではないにしても、とりあえずのところは、日常の慣行の同質性によって緩和されることができる¹¹⁴⁾。

b) 国家の統一性は、経済的階級分裂それ自体によって壊されるのではなく、経済的分裂が政治的分裂になる場合に初めて危殆化される¹¹⁵⁾。

(F) ヘンケル (Michael Henkel) の理解するところでは、ヘラーは、社会の中における異質性の存在を前提にしたうえで、異質性は、しっかりした我々意識と結びつけられる限り、或いは、他の同質性によって媒介され限りについて、必ずしも国家の統一性を破壊するとは限らないと主張している¹¹⁶⁾。

(G) 以上は、諸種同質性ファクターに関するヘラーの見解の一端を紹介したのであるが、これだけからでも、ヘラーが、個々の同質性

ファクター一つだけでは国家的統一性を実現し得ないこと、個々の同質性ファクターが相互に補い合って全体として国家の統一性の実現・維持、或いは国家の統一性の破壊の阻止に貢献し得ることを主張していたかが分かる。

(二) 決定的なものとしての国家の統一化・組織化作用

(A) ヘラーは、同質性そのものについての国家的統一化・組織化作用の決定的重要性を強調したが、当然のことながら、同質性ファクターに関しても国家の統一化作用・組織化作用の重要性を強調する。ヘラーの言葉を次に引用する。

a) これらの自然的・文化的諸条件はその総体においても、個体としても、国家の固有の法則を我々に明らかにすることはない¹¹⁷⁾。

b) 相対的同質性は国家の統一性の原因の一つではあり得るが、しかし、また、逆に、国家的統一の効果でもあり得る¹¹⁸⁾。

c) 領域住民の相対的自然・文化的統一性 (同質性と考えるとよい——筆者) が、それだけで既に国家の統一性を生み出すのではない。国家の統一性は、常に、人間の意識的行為、意識的統一形成の結果としてのみ、組織としてのみ、理解されるべきである¹¹⁹⁾。

d) 国家や国家権力を作るのは、価値・意思共同体それ自体ではなく、いわんや自然的・文化的共通性 (同質性と考えるとよい——筆者) ではなくして、社会的行為の体系的連関であり、組織的総合作用であり、社会的因果関係に介入する行為の組織化である¹²⁰⁾。

(B) もっとも、このヘラーの論法は、一面ではもっともであるが、他面では、そもそも国家活動のアウトプット面を支えるものとしてインプット面の存在証明を試みることから出発しながら、インプット面が不十分だからという理由でアウトプット面を持ち出すのは循環論法ではないかという疑問をおこさせざるを得ない。その意味で、ヘラーの論法は、国家活動のアウトプット面とインプット面との関連を立入って検討することを必要ならしめると言わねばならない。

⑦ 社会的同質性自体をテーマにした論文におけるヘラーの検討

(i) ヘラーは、1928年に“政治的民主主義と社会的同質性 (Politische Demokratie und soziale Homogenität)”という、社会的同質性を直接テーマとする論文を発表した。この論文の趣旨は不鮮明であって、必ずしも社会的同質性の存在をきっぱりと肯定しているわけではなく、むしろ個々の同質性ファクターを検討して、それらが国家的統一性の確保・維持の機能を果たすについて十分でないと言っているように見える。本稿としては、ヘラーがワイマル時代における最も決定的なファクターとしての経済的同質性の欠如(＝経済的非同質性)が——他のファクターと結びつけられてのうえであるが——国家的統一を破壊するとは限らないと主張していることを重視して、ヘラーは、本論文において結論的に社会的同質性の存在を肯定していた、と考えることにしたい。

(ii) 社会的同質性にとって決定的な生活分野における社会的同質性の検討

(一) 社会的同質性の捉え方

ヘラーは、民主主義、とりわけ、民主的議会主義にとって社会的同質性が不可欠としたうえで、社会的同質性を共通の討論基礎の存在にたいする確信が持たれている状態であるとし、社会的同質性は対立・闘争を含まないものではなく、対立・闘争が我々意識によって抑えつけられている状態であるとする¹²¹⁾。

(二) 社会的同質性にとって決定的な生活分野

そのうえで、ヘラーは、我々意識が如何にして生まれ、如何にして壊されるかについて、普遍妥当的に語ることはできないとし¹²²⁾、むしろ、我々意識の起源を唯一つの特定の生活分野に求めることは誤りであるとし、時代の意識・精神が主として宿っている生活分野が社会的同質性にとって決定的であるとし、社会的同質性にとって決定的な生活分野について個別的に検討する。歴史的傾向として、ルネッサンス以降、共通の言語、共通の文化、共通の政治的歴

史が最も重要な社会心理的同化(同質性と同義と考えられる——筆者)のファクターであったが、現代の時代精神は自然主義的现实性分野のみを重視するようになって来ていて、経済的・性的・人種的存在態様が社会的同質性にとって決定的になって来ていることを、ヘラーは指摘する¹²³⁾。

(三) 個別分野の検討

次いで、ヘラーは、個々の分野における社会的同質性の存否、程度を検討する。検討にあたってのヘラーの問題意識は、民主的議会主義を如何に機能させるかということよりは、むしろ、如何にして左右の両勢力が独裁という手段に走ることから民主政治を守るかということにあった。独裁を標榜する“時代精神”に直面して、如何なる時代にもまして政治的民主主義の前提たる社会的同質性の状態の不存在を痛感していたのである¹²⁴⁾。

(A) 民事的同質性 (zivile Homogenität)、形式的・法律的政治的同質性 (formal-juristische politische Homogenität)

ヘラーは、一方で、権利能力・行為能力の平等という意味での民事的同質性や参政権の平等という意味での形式的・法律的同質性が実現されたことを評価しつつ、他方で、それによってもたらされた“自由の意識の進歩”が民主主義的統一の形成を脅かしていることを指摘している。ヘラーによれば、自由の意識の進歩が、一方で、労働者階級の不平等意識を生み出し、他方で、労働者階級の政治的権力意識を生み出すからである¹²⁵⁾。

(B) 経済的同質性の欠如(＝経済的非同質性)

a) ヘラーは、上記のような状況の中で、労働者階級が単独で権力を掌握することは時期尚早であるから、労働者階級の権力意識を原因とする国家的統一の危機は解消されず、不平等意識は体制の根本的変革なしには解決され得ないから、労働者の不平等意識を原因とする国家的統一の危機は解消されない、とする¹²⁶⁾。

b) しかし、ヘラーは、民主的政治形態が経済的階級闘争の枠組みたり続け得るか、という問いを発し、経済的基盤にもとづく階級闘争は

それ自体としては必ずしも民主主義の枠組みを突き破るものではない、とする。そして、プロレタリアートが、その優勢な敵対者に民主主義的同権が与えられているために、民主主義的形態における階級闘争では目的達成の見込みがない、という確信に到達したときに初めてプロレタリアートは独裁に訴える、とする¹²⁷⁾。

c) ヘラーは、同じ趣旨のことを、プロレタリアートが独裁に訴えないための条件をかかげるという方法で展開している。ヘラーは、上述の如く、階級闘争は必ずしも民主主義的政治形態の枠組みを突き破ることはないとしつつ、突き破ることのないことに条件をつけ、且つ、非常に厳しい条件をつけているため、国家的統一の危機を非常に差迫ったものとして打ち出したといえる。

d) ヘラーがかかげる条件の一つは、階級闘争の民主主義的政治形態がプロレタリアートにたいして成功のなんらかの見込みを保障するということであり、他の一つの条件は、プロレタリアートが現在の支配状況(＝民主主義的政治形態——筆者)の精神的・倫理的基礎とその歴史的必然性に気付くことができるということである¹²⁸⁾。

e) ヘラーは、この二つの条件がみたされるか否かは、プロレタリアートの洞察力の程度にかかっているとしながらも、しかし、それにもまして支配階級の精神的・倫理的能力にかかっていると。第二の点に関して、ヘラーは、階級的偏見なしに政治的決定を下すよう誠実に努めない政治家、あらゆる階級の価値判断を相互に衡量して、階級司法に陥らないよう不断に努めない裁判官、同じようなあらゆる国家机关は、プロレタリアートにとって、プロレタリアートを義務づける力を持たず、単なる抑圧手段として打倒の対象にしかならない裸の階級国家の代表者として立ち現れる、と述べる¹²⁹⁾。ヘラーは、こうした状況において、両階級の経済的ザインのみならず、精神的・倫理的意識も、無媒介的に非同質的なもの(unhomogen)として向かい合う、と述べる¹³⁰⁾。

f) 以上の如く、ヘラーは経済の分野におけ

る同質性の欠如の恐れを描き出したが、しかし、条件を持ち出しているところから見て、完全に欠如していると見ていたわけではない、と言えよう。そして、条件の一つとしての労働者階級の洞察力の向上については、ヘラー自身も携わった労働者教育に期待したと思われる。他の条件としての支配階級の精神的・倫理的能力の向上については、政治家や裁判官の公正・中立の職務活動に期待したと思われる。

g) このようにヘラーが条件を出したということの意味を、如何に理解するか。筆者としては、ヘラーが政治家(この場合高位の官僚という意味に解すべきか——筆者)や裁判官の職務活動が必ずしも中立・公正でないという現状に直面して、政治家や裁判官に警告を発したという意味を持ち、且つ、彼らが警告にこたえて中立・公正な職務活動を行うことを期待したという意味を持ち、その意味で、ヘラーが経済分野において僅かに残っている同質性の存在を肯定したという意味を持っている、と理解する。

(C) 日常慣行の同質性 (Homogenität der Alltagskonvention)

ヘラーは、長期的にではないにしても、とりあえずのところは、階級の経済的対立による政治的民主主義の危殆化は、日常慣行の同質性によって緩和されることができると説く。慣行の同質性(ここではヘラーは“Gleichheit”という語を用いている)が経済分野における非同質性(ここではヘラーは“Ungleichheit”という語を用いている)を或る程度忘れさせることができる、とヘラーは考える。しかし、逆に、身分、階級などの違いによって日常慣行が違っている場合には、日常慣行は非同質性を際立たせることもあり、政治的階級の敵に対して政治的に同じ可能性を保障するというフェアプレイを示す用意を少なくさせることもあるということ、ヘラーは指摘する¹³¹⁾。

(D) 人種的同質性 (anthropologische Homogenität)

ヘラーは、人種的同質性が政治的民主主義の前提とされることがあるということをアメリカの黒人問題を例として認め、そのことを批判し

たうえて、アメリカはともかくとして、ヨーロッパでは労働者問題は経済的問題であるとし、それにもかかわらず、プロレタリアートと支配者との経済的異質性を人種的異質性に改作し、プロレタリアートを所有階級より人種的に劣るものとし、所有階級の支配要求を人種的に正当化する試みが行われていることを非難し、これがヨーロッパの民主主義を脅かすものだとしている。ヘラーは、労働者を人種的非同質者とし、人種的劣等者とするキャンペーンが行われていることを問題とし、このような状況のもとでは、プロレタリアートの連帯感情に訴えてもプロレタリアートを支配階級に対して民主的同権を認めるように動機づけることはできない、と主張する¹³²⁾。したがって、人種的同質性については、ヘラーは、国家的統一性にとってのマイナス効果のほうを重視していることになる。

(E) 民族的同質性

この論文では、ヘラーは、民族的同質性の問題を民族的文化共同体(nationale Kulturgemeinschaft)の問題として捉えている。ヘラーは、一方で、民族的文化共同体が国家構成力を持っていることを承認しながら、他方で、逆に、民族的文化共同体が一定程度の社会的同質性(経済的同質性を指すものと思われる——筆者)を前提するということを強調する。このことをふまえて、ヘラーは、第一に、——社会的同質性がないところで——プロレタリアートが民族的文化に参与し、そのことを通じて、民主主義的政治形態の支持につながり得ると考えるのはブルジョアジーの幻想にすぎないと決めつけ、第二に、プロレタリアートが民族的文化の享受に参与できないことを理由として民族への帰属からプロレタリアートを締め出す思想が唱えられていることを非難し、第三に、民族的文化享受能力の低い階級を民族的文化享受能力の高い階級が支配することを正当化する理論がプロレタリアートを統一の絆を断ち切って独裁に走らせる、と警告する¹³³⁾。それに加えて、ヘラーは、第一次大戦後のヨーロッパにおいて主権的民族国家の思想が説得力

を失い、今日の民族国家がヨーロッパ連邦国家よりも民族の自己維持により役立つということが疑問視され始めていることを指摘し、民族的理念が民主主義的統一形成を正当化するのに十分ではなくなることを示唆している¹³⁴⁾。この論文では、ヘラーは、民族的同質性が必ずしも国家的統合の効果を発揮するものではなく、逆に、民族的同質性を強調するイデオロギーが統合を破壊する効果を持つものであることを主張している。その意味では、民族的同質性とヘラーの考える我々意識とは合致するものではなく、その一部をなすと考えられていると言うことができる。

(F) 宗教的同質性 (religiöse Homogenität)

ヘラーは、経済的・文化的・慣行的同質性の不足は今日宗教にもとづく我々意識をもってしてもカバーされることはできず、宗教にもとづく我々意識をもってしても対立する階級を統合することはできない、ということを指摘する。しかし、ヘラーは、宗教的同質性が政治的民主主義にとってすぐれた意義を持っていること、それゆえ階級支配の目的のために利用されていることを指摘し、宗教を政治目的のための手段として利用することが瀆神的であるのみならず、それ自体として壮大な政治的愚行である、と決めつけている¹³⁵⁾。

⑧ 期待・希望としての社会的同質性

(i) 現実としての社会的同質性の不足

以上の如く、ヘラーは、社会的同質性を直接テーマにした論文において、各種の同質性ファクターを総合的に検討し、それぞれの同質性ファクター及び非同質性ファクターについて、国家的統一にたいするプラス効果、マイナス効果を指摘し、結論として、“今日、経済的・文化的・慣行的同質性の不足は、宗教的同質性をもってしてもカバーされることはできない”と述べている。このように、ヘラーは、同質性ファクターが相互に補完し合うことを認めたいうえて、しかし、ここでは、相互補完が効果をあげていないことを認めている。且つ、ヘラー

は、諸種の同質性ファクターの相互補完の総合的效果として社会的同質性全体の存否・程度を判断する態度をとっているのであるから、ヘラーは、ここでは、社会的同質性が全体として不足していることを認めていると言えよう。しかし、社会的同質性が不足しているという現実の前にヘラーが立止まっているわけではないことにも注目する必要がある。というのは、既に述べたように、ヘラーは、社会的同質性を不足させる最重要の要因としての経済的階級対立についても、それが社会的同質性を決定的に欠如させる状態になるのを回避するための条件を提示しているからである。その条件が満たされれば、社会的同質性が辛うじて確保されると考えているわけである。

(ii) 訴え、期待としての社会的同質性

(一) ヘラーの思考方法の特色は、現実を認識しつつ、現実をそのまま放置せず、それに現実を超えたものを対置して、現実を現実を超えたものに近づけようと試みることである（これはヘラーの理解する人間本性としての目標設定の本性をふまえた思考方法である）。そのための手段が条件の設定であり、条件をみたすようにという訴えである。社会的同質性の問題に関して言えば、先述の如く、階級対立が社会的同質性を決定的に欠如した状態に陥るのを回避するための条件として、プロレタリアートが民主主義的政治形態の精神的・倫理的基礎とその歴史的必然性を認識することと、支配階級が精神的・倫理的能力を高めて公正・中立的に振舞うこととを、ヘラーは挙げているわけであるが、ヘラーがこのような条件をかかげるのは、このような条件をみたすように労働者階級と支配階級に訴えるという意味を持っていると言えよう（なお、ヘラーは労働者階級のみに要求を突き付けたという批判があるが、しかし、ヘラーは、それにもまして重要なこととして支配階級に要求を突き付け、その履行を訴えている）。ヘラーは、他の同質性ファクターについても、それが——例えば人種的同質性や民族的同質性

の場合のように——排除の根拠として用いられることによって、却って同質性を弱め、国家的統一性を阻害する効果をもたらしていることを批判しているが、こういう場合にも、同質性ファクターを——その本来の性質にしたがって——包摂の根拠として用い、社会的同質性が確保されている状態を作り出すようにという訴えを発していると考えることができる。

(二) 種々の観点を持ち出し、種々の論法を使ってもなお、国家的統一性を支えるのに必要な社会的同質性が十分に存在しているとは言えない現実に直面しても、ヘラーは、彼の追求する国家的統一性（それは憲法の規範力の発揮の前提でもあり、結果でもある）という理念の実現を断念せずに、なお社会的同質性を確保し得るための条件をかかげ、その履行を対立する両当事者に訴えたということは、ヘラーがこの訴えが聴き入れられることを期待し、社会的同質性が確保されることを期待していたことを意味している。現実に理念を対置し、現実を理念に近づけるようにとの訴えを発し、訴えが聴き入れられ、現実が理念に近づくことを期待するというヘラーの国家学の基本的学問的態度が、社会的同質性の問題に関しても端的にあらわれていると見ることができる。

(未完)

注)

- 1) *Hermann Heller*, Staatslehre, in: *ders.* (hrsg. v. M. Drath/O. Stammer/G. Niemeyer/F. Borinski), *Gesammelte Schriften*, Bd. 3, 1971, S. 162, 195, 325, 340.
- 2) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 176.
- 3) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 308 f.
- 4) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 308.
- 5) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 309.
- 6) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 309.
- 7) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 309.
- 8) ヘンケルも同じように見ている (*Michael Henkel*, *Hermann Hellers Theorie der Politik und des Staates*, 2011, S. 579)。
- 9) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 310.
- 10) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 127, 143.
- 11) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 100, 143.
- 12) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 100.
- 13) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 100.
- 14) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 127.
- 15) *Wolfgang Schluchter*, *Entscheidung für den sozialen Rechtsstaat: Hermann Heller und die staatsrechtliche Diskussion in der Weimarer Republik*, 2. Aufl., 1983, S. 156.
- 16) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 154.
- 17) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 100, 203.
- 18) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 101.
- 19) *M. Henkel* (Anm. 8), S. 596, 597.
- 20) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 214.
- 21) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 214, 215.
- 22) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 158, 161.
- 23) *Albrecht Dehnhard*, *Dimensionen staatlichen Handelns: Staatstheorie in der Tradition Hermann Hellers*, 1996, S. 65 f., 67.
- 24) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 212.
- 25) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 151.
- 26) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 212.
- 27) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 213 f.
- 28) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 217.
- 29) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 214.
- 30) *A. Dehnhard* (Anm. 23), S. 60.
- 31) *A. Dehnhard* (Anm. 23), S. 60.
- 32) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 150. ヘラー自身が定式化しているのは、人間は主として善人であるか、主として悪人であるか、政治において主として理性的に行動するか、主として衝動的に行動するか、である (*H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 153)。
- 33) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 150.
- 34) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 151.
- 35) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 152.
- 36) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 197; *M. Henkel* (Anm. 8), S. 265.
- 37) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 152, 160.
- 38) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 164 f.
- 39) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 165, 197.
- 40) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 166. ヘラーは、国家の必然性が人間の社会的・非社会的本性にもとづくものとし (*Hermann Heller*, *Politische Demokratie und soziale Hegemonität*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, 1971, S. 424)、また、自由の理念を人間の社会的・非社会的本性の一つの基本傾向とし (*Hermann Heller*, *Grundrechte und Grundpflichten*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, 1971, S. 287)、また、ナショナルな理念を人間の社会的・非社会的本性の第二の基本傾向としている (a.a.O., S. 290)。
- 41) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 153.
- 42) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 265, 345.
- 43) *H. Heller* (Anm. 1), Staatslehre, S. 266.

- 44) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 351 f., 353.
- 45) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 346.
- 46) 拙稿「ヘルマン・ヘラーにおける憲法の規範力 (2)」名城ロースクール・レビュー第36号 (2016年) 50頁、63頁。
- 47) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 338.
- 48) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 338 f.
- 49) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 180, 330. なお、ロバースは、*utopisch*であることをもって目的設定能力と解し、目的を設定し、目的にしたがって自然を改変することによって文化を創造することをヘラーは人間の本性として理解していたと主張する (*Gerhard Robbers*, *Hermann Heller: Staat und Kultur*, 1983, S. 18)。
- 50) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 180.
- 51) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 330.
- 52) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 200.
- 53) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 246.
- 54) *W. Schluchter* (Anm. 15), S. 247.
- 55) *Kay Wächter*, *Studien zum Gedanken der Einheit des Staates: Über die rechtsphilosophische Auflösung der Einheit des Subjektes*, 1994, S. 113, 137.
- 56) *Eike Hennig*, *Nationalismus, Sozialismus und die 'Form aus Leben'* : Hermann Hellers politische Hoffnung auf soziale Integration und staatliche Einheit, in: Chr. Müller/I. Staff (Hrsg.), *Der soziale Rechtsstaat: Gedächtnisschrift für Hermann Heller 1891–1933*, 1984, S. 276, 281.
- 57) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 427.
- 58) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 427 f.
- 59) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429.
- 60) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 427.
- 61) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 427.
- 62) *Hermann Heller*, *Europa und der Fascismus*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, 1971, S. 469.
- 63) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 468 f.
- 64) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428.
- 65) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 430.
- 66) *Hermann Heller*, *Freiheit und Form in der Reichsverfassung*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, 1971, S. 374.
- 67) ヘンケルの指摘するところによる (*M. Henkel* (Anm. 8), S. 311 f.)。
- 68) ヘンケルの指摘するところによる (*M. Henkel* (Anm. 8), S. 319)。
- 69) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428 ff.
- 70) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428.
- 71) 拙稿「ヘルマン・ヘラーにおける憲法の規範力 (5)」名城ロースクール・レビュー第38号 (2017年) 32頁。*H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 346.
- 72) 拙稿「ヘルマン・ヘラーにおける憲法の規範力 (6)」名城ロースクール・レビュー第39号 (2017年) 65頁以下。
- 73) 拙稿・前掲註 (72) 60頁。
- 74) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 341, 356.
- 75) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428.
- 76) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 301, 306; *G. Robbers* (Anm. 49), S. 58, 60; *K. Wächter* (Anm. 55), S. 125.
- 77) *Hermann Heller*, *Die Souveränität*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 2, 1971, S. 62; *ders.* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 427 f.
- 78) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 345 f.; *G. Robbers* (Anm. 49), S. 34.
- 79) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 336; *Michael Walter Hebeisen*, *Souveränität in Frage gestellt: Die Souveränitätslehren von Hans Kelsen, Carl Schmitt und Hermann Heller im Vergleich*, 1995, S. 484.
- 80) *H. Heller* (Anm. 66), *Freiheit und Form in der Reichsverfassung*, S. 374, 376, 377.
- 81) *Joachim Blau*, *Sozialdemokratische Staatslehre in der Weimarer Republik: Darstellung und Untersuchung der staatstheoretischen Konzeptionen von Hermann Heller, Ernst Fraenkel und Otto Kirchheimer*, 1980, S. 111.
- 82) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429.
- 83) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 469.
- 84) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 471.
- 85) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 430; *ders.* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 469; *J. Blau* (Anm. 81), S. 112, 140.

- 86) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 471 ff.
- 87) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 430 ff.
- 88) “再構築 (Rekonstruktion)” というのはブラウの用語である (*J. Blau* (Anm. 81), S. 64)。
- 89) *J. Blau* (Anm. 81), S. 115.
- 90)ブラウは、ヘラーが、我々意識が何によって創られ、何によって壊されるかということについて普遍妥当的なことは言えない、と言っていることをもって、学問的破産宣言にひとしいと決めつけている (*J. Blau* (Anm. 81), S. 106)。しかし、ヘラーが、第一に、我々意識を生み出すものは一つのファクターに限られるべきものではなく、諸々のファクターの複合的効果として考えるべきだと言っていること、第二に、“我々意識の成立にとって時代の精神が宿る分野が決定的である”と述べているように、時代による違いを強調していることを、重視すべきであろう。
- 91) *J. Blau* (Anm. 81), S. 103 ff.
- 92) *J. Blau* (Anm. 81), S. 114; *M. Henkel* (Anm. 8), S. 306.
- 93) *J. Blau* (Anm. 81), S. 116.
- 94) *Hermann Heller*, *Staat*, in: *ders.* (Anm. 1), *Gesammelte Schriften*, Bd. 3, 1971, S. 18 f.
- 95) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 305, 341.
- 96) *K. Waechter* (Anm. 55), S. 13, 110, 112, 122, 137.
- 97) *M. Henkel* (Anm. 8), S. 304 f.
- 98) *J. Blau* (Anm. 81), S. 117, 122, 125.
- 99) *J. Blau* (Anm. 81), S. 123 f.
- 100) *J. Blau* (Anm. 81), S. 125.
- 101) *J. Blau* (Anm. 81), S. 125; *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 301.
- 102) *G. Robbers* (Anm. 49), S. 33 f.
- 103) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 334. 拙稿・前掲註 (46) 47 頁以下、64 頁。
- 104) *G. Robbers* (Anm. 49), S. 54 f.
- 105) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428.
- 106) *M. Henkel* (Anm. 8), S. 307; *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 433; *ders.* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 470, 479.
- 107) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 470.
- 108) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 470.
- 109) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 470.
- 110) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 471.
- 111) *H. Heller* (Anm. 62), *Europa und der Fascismus*, S. 470.
- 112) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 242.
- 113) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 239.
- 114) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 431.
- 115) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 430.
- 116) *M. Henkel* (Anm. 8), S. 313.
- 117) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 305.
- 118) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 341.
- 119) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 341.
- 120) *H. Heller* (Anm. 1), *Staatslehre*, S. 353.
- 121) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428.
- 122) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428. 前掲註 (90) 参照。
- 123) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 428 f.
- 124) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429.
- 125) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429 f.
- 126) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429.
- 127) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 429.
- 128) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 430 f.
- 129) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 431.
- 130) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 431.
- 131) *H. Heller* (Anm. 40), *Politische Demokratie und soziale Homogenität*, S. 431.

- 132) *H. Heller* (Anm. 40), Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. 432 f.
- 133) *H. Heller* (Anm. 40), Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. 433.
- 134) *H. Heller* (Anm. 40), Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. 433.
- 135) *H. Heller* (Anm. 40), Politische Demokratie und soziale Homogenität, S. 433.

